

厚生労働省
東京労働局発表
令和元年9月6日

担
当

東京労働局労働基準部

【監督指導結果について】

監督課長 安田 幸次

監察監督官 藤原 尚子

電話 03-3512-1612

【労働災害発生状況について】

安全課長 直野 泰和

主任安全専門官 関 憲生

電話 03-3512-1615

都内18労基署で建設現場一斉監督を実施

- 建設業の労働災害防止に向けて -

オリンピック・パラリンピックの関連施設をはじめ、都内では様々な建設工事が進められています。そのような中、都内の建設業の労働災害は、今年に入ってから7月末までに、8件の死亡災害が発生しており、休業4日以上死傷者は549件と前年同時期と比べ3.6%の増加となっています。

特に、墜落・転落による労働災害が36%を占めており、7月末時点では、前年同時期と比べて4.8%の増加となっており、足場等からの墜落のみならず、脚立使用時の墜落など比較的低所からの墜落による災害も発生しています。

東京労働局(局長：土田 浩史)では、建設業の労働災害を防止することを目的に、本年6月に管下18の労働基準監督署(支署)において、都内の建設現場に対して一斉に監督指導を実施しました。その結果を取りまとめましたので、公表します。

【建設現場一斉監督指導結果の概要】

- 1 実施期間 令和元年6月1日～6月30日
- 2 実施数 381現場
- 3 違反率 64.3% (245現場)
《違反事項別の違反率》
墜落・転落防止措置の違反率 50.7% (193現場)
元請事業者の管理面の違反率 53.0% (202現場)

是正指導した現場の内、重篤な災害につながる墜落・転倒災害の防止に関する違反が認められた現場は193現場
(その内24.8%である48現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施)

東京労働局では、引き続き、墜落・転落災害の防止措置をはじめとした法令の遵守徹底及び労働者の安全確保のための措置の実施を建設事業者に指導してまいります。(労働災害の発生状況は参考資料のとおり)

1 違反状況

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	362	4	5	10	381
法令違反現場数	235	1	3	6	245
違反率	64.9%	25.0%	60.0%	60.0%	64.3%
作業停止等命令現場数	47	0	1	0	48
法令違反現場数に対する割合	20.0%	0.0%	33.3%	0.0%	19.6%

2 違反事項別の違反率等

違反事項	違反現場数 (全体 381 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止 措置、下請事業者に対する指 導関係	202現場 (53.0%)	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施 (安衛法第29条) ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置 の未実施 (安衛法第31条)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの 墜落・転落防止関係	193現場 (50.7%) ①うち手すり等がなかった 現場・・・・・・95現場 ②うち下さん・中さん等が なかった現場・・・・16現場	・高所作業のための作業床の未設置 (安衛則第518条) ・足場の手すり・中さん等の未設置 (安衛則第563条、第655条) ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置 (安衛則第519条、第653条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	32現場 (8.4%)	・組立図の未作成 (安衛則第240条) ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施 (安衛則第242条) ・組立時の立入禁止措置の未実施 (安衛則第245条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	10現場 (2.6%)	・研磨作業時の防じんマスクの不使用 (粉じん則第27条)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における 危険の防止関係	3現場 (0.8%)	・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作 成 (安衛則第155条) ・転倒・転落防止措置の未実施 (安衛則第157条) ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施 (安衛則第158条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の 防止関係	7現場 (1.8%)	・移動式クレーンの作業方法の未決定 (クレーン則第66条の2) ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未 実施 (クレーン則第74条の2)

「安衛法」・・・労働安全衛生法

「安衛則」・・・労働安全衛生規則

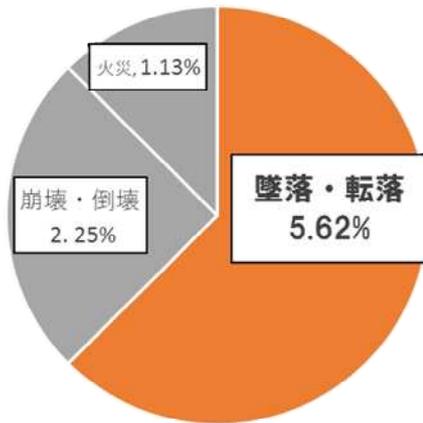
「粉じん則」・・・粉じん障害防止規則

「クレーン則」・・・クレーン等安全規則

令和元年労働災害発生状況（7月末時点速報値 東京・建設業）

1. 死亡災害発生状況

死亡者8人のうち、5人が墜落・転落



死亡者8人のうち、半数が30歳代以下。他方で、60歳代以上の高年齢労働者の死亡も。

発生月	業種	年齢・経験	発生状況の概要
2月	建築 工事業	20歳代 1年以上 5年未満	被災者は、事務所ビルのレイアウト変更工事において、壁に立て掛けて置かれていた鋼製パネルの仕分けにあたり、一枚ずつめくり、保持しながら、同パネル表面に貼られた取り付け場所の表示を確認していたところ、手前に倒れてきた同パネル9枚を支えきれず、下敷きになった。
2月	建築 工事業	40歳代 30年以上	被災者は、建物内で工事を行っており、5階作業場で発生した火災に巻き込まれた。
2月	建築 工事業	70歳代 30年以上	被災者は、鉄骨階段の組立作業中、自身が乗っていた鉄骨階段が倒壊し、地面に墜落した。
2月	土木 工事業	20歳代 1年未満	被災者は、人孔内に設置された枠組足場を解体中、別の労働者が、移動式クレーンを用いて単管パイプを荷揚げた際、当該単管パイプが荷崩れを起こして被災者付近に落下、枠組足場から約20メートル下に墜落した。
3月	土木 工事業	60歳代 30年以上	被災者は、現場敷地内にて車両系建設機械をトラックに積み込むため、トラック荷台と地面との間に2枚の道板を架け渡し、車両系建設機械を運転してトラック荷台に移動していたところ、片側の道板が外れ、転落した車両系建設機械とすぐ横に仮置きされていた車両積載型トラッククレーンの荷台との間に頭をはさまれた。
4月	建築 工事業	50歳代 20年以上30年未満	被災者は、建設現場駐車場において、高所作業車のバスケットに乗り、ケーブルラックを設置するための準備作業を行っていたところ、当該作業者が転倒し、地面に墜落した。
5月	土木 工事業	20歳代 5年以上 10年未満	被災者は、橋脚の改修工事において、吊り足場の作業床（SKパネル）の撤去作業をしている際に、作業床から4.5m下の河川に墜落したのち溺死した。
7月	建築 工事業	30歳代 5年以上10年未満	被災者は、木造家屋新築工事における既存建物解体作業中、コンクリート擁壁下部をピック（手持ち削岩機）により粉砕していたところ、コンクリート擁壁が倒壊し、下敷きとなった。

2. 死傷災害発生状況

墜落転落が災害の36%を占め、前年同時期より4.8%増加。

足場等からの墜落のみならず、脚立使用時の墜落など比較的低所からの墜落による負傷も。

カッコ内は前年同期比の増減率

災害合計	墜落・転落	転倒	はさまれ巻き込まれ	飛来・落下	切れ・こすれ	その他
549人 (+3.6%)	195人 (+4.8%)	66人 (-7.0%)	64人 (+3.2%)	52人 (-14.8%)	39人 (+50.0%)	133人 (+7.3%)

起因物内訳

足場等の仮設物、建築物、構築物 : 108人

脚立等の用具・装置 : 57人

その他(トラック、高所作業車、建設機械等を含む): 30人

3 今後の取組

東京労働局では、第13次東京労働局労働災害防止計画(計画期間2018~2022年度)に基づく労働災害防止の取組を推進しています。中でも、建設業に対しては、

墜落・転落災害防止対策の充実

工事の施工管理を行う元請事業場における統括管理の徹底

新規就業者を始め各段階に応じた安全衛生教育の実施

を重点として、死亡災害の撲滅をはじめとした労働災害の防止に取り組んでまいります。

また、墜落・転落災害の防止措置をはじめとした法令の遵守徹底及び労働者の安全確保のための措置の実施を事業者に指導してまいります。